別表第三に次のように加える。

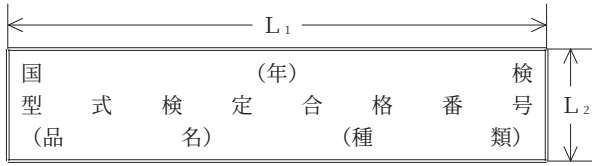
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者で、その後二年以上型式検定ファン正規の業務に従事し保護具の設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上型式検定ファン正規の業務に従事し保護具の設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 三　八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者

様式第六号(3)の備考1及び様式第九号(3)の備考1中「又は防毒マスク」を「、防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

様式第十一号(3)を次のように改める。

様式第11号(3)（甲）（第14条関係）

（労働衛生保護具用型式検定合格標章（防じんマスク及び防毒マスクの面体用並びに電動ファン付き呼吸用保護具の面体等用）



備考

1　この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

L_1　18ミリメートル以上

L_2　12ミリメートル以上

縁の幅は１ミリメートル

2　この型式検定合格標章は、金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、縁及び線を白色で、明瞭に表示し、防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとすること。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

3　「国（年）検」の欄中（年）は、型式検定に合格した年（有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年）を、例えば（平26）のごとく表示すること。

4　「品名及び種類」は、次によること。

⑴　防じんマスク

品名は、ＤＲと表示し、種類は、取替え式のもののうち直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、使い捨て式のものにあつては「捨」と、また、その性能により、ＲＳ１、ＲＳ２、ＲＳ３、ＲＬ１、ＲＬ２、ＲＬ３、ＤＳ１、ＤＳ２、ＤＳ３、ＤＬ１、ＤＬ２又はＤＬ３と表示すること。

⑵　防毒マスク

品名は、ＧＭと表示し、種類は、直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりＳ１、Ｓ２、Ｓ３、Ｌ１、Ｌ２又はＬ３と表示すること。

⑶　電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、ＰＲと表示し、種類は、通常風量形のものにあつては「通」、大風量形のものにあつては「大」と、また、漏れ率に係る性能により、Ｓ、Ａ又はＢと表示すること。

5　複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとすること。

様式第11号(3)（乙）（第14条関係）

（労働衛生保護具用型式検定合格標章（防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）並びに電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン用）



備考

1　この型式検定合格標章は、これを印刷した紙の貼付又は明瞭な直接表示により、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンを分離することができる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとすること。

2　この型式検定合格標章は、一辺を12ミリメートル以上の正方形とし、縁の幅を１ミリメートルとすること。ただし、貼付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章について一辺を12ミリメートルの正方形とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができること。

3　「国（年）検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)（甲）の備考３及び４の例によること。ただし、電動ファン付き呼吸用保護具に表示する場合における「種類」の表示方法については、次の各号に掲げる表示すべき箇所に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

イ　ろ過材　その性能によりＰＳ１、ＰＳ２、ＰＳ３、ＰＬ１、ＰＬ２又はＰＬ３と表示すること。

ロ　電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン　通常風量形にあつては「通」と、大風量形にあつては「大」と表示すること。

4　複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとすること。